

## 平成30年度 第7回 武蔵野市男女平等推進審議会議事要旨

日 時 平成31年1月30日（水） 午後7時～9時  
会 場 男女平等推進センター 会議室  
出席者 権丈会長、小林副会長、三上委員、伊藤委員、大田委員、中村委員、  
竹内委員、小澤委員、菅野委員、山田委員  
(欠席) なし  
傍聴者 1名

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議 題
  - (1) 前回議事録の確認
  - (2) パブリックコメント、市民意見交換会の実施について
  - (3) 第四次男女平等推進計画（案）について
  - (4) その他

### ■議題（1）前回議事録の確認

資料1に基づき事務局より説明。

【会長】 前回の議事録について、訂正がある場合は2月8日までに事務局に連絡をお願いしたい。

### ■議題（2）パブリックコメント、市民意見交換会の実施について

【会長】 前回会議で審議いただいた内容を反映したものを、中間のまとめという形にして、12月10日総務委員会で市議会に事務局より行政報告を行っている。その後、中間のまとめについて、パブリックコメントを12月15日から28日まで募集し、あわせて、期間中の12月20日に、武蔵野プレイスで市民意見交換会を行った。その内容について、事務局より説明をお願いする。

【事務局】 それでは、資料2、資料3を用いて説明する。

資料2が、パブリックコメントの結果だが、2名の方から意見が寄せられている。

1人目の方は、ひとり親家庭への支援として、不登校の子どもたちへの現行の支援だけでなく、発生する交通費や授業料への支援を明記することを検討し、子どもに教育を受ける権利を保障してほしい、という趣旨である。

これに関して、「審議会の対応」として、男女平等推進条例の基本理念で複合的に困難な状況にある方への支援と、環境の整備に取り組むことが定められており、第四次計画では、基本目標Ⅲの基本施策3の施策の方向性の中に、ひとり親家庭への総合的・体系的な支援を行うことが明記されている、と回答している。

【会長】 該当するページは、どこになるか。

【事務局】 資料4の67ページ、施策の方向性のところに、「ひとり親家庭への支援については、実態把握調査を踏まえ、ひとり親家庭の自立に向けた支援計画を策定し、子どもの学習支援なども含めた総合的・体系的な支援を行います」としている。具体的な事業としては、70ページ施策(1)「ひとり親家庭等への支援」中に、78番「ひとり親家庭の自立促進計画の見直し」、79番「ひとり親家庭への経済的支援」、80番「ひとり親家庭への自立支援」、さらに新規として82番に「ひとり親家庭等の子どもへの学習・生活支援」が入っている。さらに83番が「ひとり親家庭の自立に向けた就業支援」と、ここにひとり親家庭への支援が書かれている。

続いてパブコメの2人目の方だが、要旨で説明する。基本目標1の基本施策3(2)性的マイノリティ等への支援が新規に追加されていることは問題であり、この問題を男女平等の取り組みに紛れ込ませてはならない。この支援を間違えると愛の無秩序を認めることになり、際限がなくなるので、公的な市政に携わる者は、責任を伴うことを知らなければならない、とのことである。また、可能であれば、教育から見直して真理を教えることである。多様性という言葉をよく見かけるが、そんな感覚で幅広く伝えて教えていくべきであり、間違った偏見はなくしていく環境を整えていくことが、人々が幸せになれる自治体であるとの意見である。

「審議会の対応」としては、全ての人が性別等にかかわらずなく、その個性と能力を生かし、生涯にわたり生き生きと健康的な生活を営むことのできる社会を実現するためには、一人一人の多様性を認め合い、尊重し合う社会を構築する必要があることを、男女平等推進条例の基本理念で定めており、そのためには、市民の人権意識の向上や、学校教育を含む若い世代への意識啓発に努めていくことが大事であると考えていると回答した。

【会長】 この方の意見は、性的マイノリティの方への支援自体を市がやるべきではないということか、それとも、この計画の中でやるべきではないということか。

【副会長】 市は、性的マイノリティの方たちへの支援をやるべきではない、ということだと思われる。全文を見ると、「統一教の原理教育を幼いころから施して」と書いてあるので、何か、宗教的な見地からの意見と考えられる。

1の方から考えたい。この方の主訴は、今の施策だと不十分であり、発生する交通費や授業料の負担の支援も明記してほしいということであり、その前提として、教育機会確保法が施行されたことを書かれている。この法律の内容で、新しく機会が確保されたことはどんなことで、それが、市の施策にはどの程度反映されているのか、まだ十分でないから、施行されている内容を取り込んだほうがいいのか。

【事務局】 教育機会確保法では、学校以外でも、多様な教育の機会を確保するという内容だと思う。現在、教育負担の軽減ということで、幼児教育・保育の無償化、大学・専門学校等の高等教育の無償化が議論され、もとより義務教育は無償である、にも関わらず、フリースクールに関しては、公的支援がほとんど無い。授業料から、交通費等、全部自己負担になっていることに対して、何らかの支援の手立てができないかというのが、この方の主張ではないかと思う。

【副会長】 平成28年に成立して、文科省がいろいろ出している。もちろん、教育の担当課で、この法律を実現するような方向での施策の変更がきつとされていると思うが、どうか。

【委員】 前回議事録の13ページに、私がこの前、ひとり親家庭の子どもへの生活支援というところに、今、ここのパブリックコメントで書いてあるのと同様の事を申し上げている。今、不登校は特別なことではなく、とても大きな問題になっているので、それに対する支援を何らかの形でできないか、ということはこの前も申し上げている。そこに関しては、審議会の対応においても外されているような感じがする。そういうことで苦しんでいる方を、いろいろなところで見えてきて、親も子も大変苦しんでいるので、何らかの形で支援ができないのかということを上げている。今までと比べて、つけ加わった部分はあるが、不登校というか、学校に行けない子どものためという部分に関しては、言葉として表現されていない。

【事務局】 ひとり親家庭への支援を、不登校に限定してしまうことが、かえって支援の幅をせばめてしまうのではないか、という危惧があるためと理解している。

【委員】 しかし、実際に学校に行けない子のうち、多くがひとり親家庭であるという現実がある。そういう中で、学校に行けないことにより、親と一緒にいる必要が生じ、そのために退職しなければならないとか、困難が増している。そういったところに、何らかの支援ができないのかという文章であると思うが、そこはどう考えるのか。

【事務局課長】 そうした点を踏まえて、70ページの、ひとり親家庭への総合的・体系的な支援の施策になっている。ただ、フリースクールに特化して、授業料や交通費への補助金についてとなると、検討は進んでいない。

【委員】 すると、具体的には何も答えになっていないということか。こちらのコメントに対して、審議会から具体的な答えはないということになるか。

【担当部長】 パブリックコメントでいただいているので、計画の中では、子どもの学習支援なども含めた支援をやっていきますとなる。具体的なことについては、審議会としての対応なので、個々の支援については市に引き継いでいきますとか、伝えますとかといった表現になる。予算的な裏付け無しに、やりますとは言えない。審議会としては、全体的な考えとして計画の本文に、子どもの学習支援なども含めた総合的・体系的な支援を行いますということで入れたということだ。要望にある具体的な部分については、市の担当に伝えるとか、引き継ぐという形で、今後、所管のほうでまた検討してもらおうというのが、このパブリックコメントでの対応になると思う。

【副会長】 法律自体は、学校への復帰を前提とした従来の不登校対策を転換し、不登校の子どもに学校以外での多様な学びの場を提供することを目的とした法律で、昨年2月に施行されている。民間のフリースクールや公立の教育支援センターなどを確保する施策を、国と自治体の責務として、必要な財政支援に努めるよう求めているということなので、パブリックコメントの方向性どおりである。

でもその中で、具体的に交通費を補助するといった話は、ここでやるのは細か過ぎるので、要望を伝えるに留まるのではないか。

【委員】 すると、今までだったらフリースクールに対して補助するということはできなかったけれど、今後は具体的に担当があって検討するということになるか。この法律に基づいて、具体的には担当課に任せなければいけないということか。今まで、フリースクールや、不登校の問題に関して、担当がよくわかっていなかった。

【委員】 不登校に対応するのは基本的に教育委員会であり、教育支援課がその対応策を考えている。男女平等の視点から言うと、子どもの支援をこの場で議論するとい

うよりは、その保護者、そのひとり親家庭への支援ということで、審議会としての対応を考えていくのが、今この場での話題なのかなと思っている。

【副会長】 あまり広げ過ぎるのも難しいとは思うが、意見が来ているものには回答はしなくてはいけない。どの程度の回答の仕方になるのかというと、現在書いているうえに、もう少し、具体的な部分についてはどう書くかになる。

【担当部長】 市に引き継ぎます、又は伝えます、となるのだと思う。小澤委員は、教育委員会から出てもらっているので、教育委員会のほうにも、こういった議論の内容については、伝わっていくと思う。

【委員】 実際に議論はしているが、交通費や授業料を補助するといったことではなく、フリースクールやフリースペースに通っている子どもたちの居場所や、学びの場をどうしていったらいいのか、ということ議論している。

【担当部長】 今、第五次子どもプランも策定中であるので、そういった中にも議論がされているのだと思っている。

【委員】 承知した。何かぼやっとしていたものが、今、皆さまと話し合うなかで、はっきりしてきた。このことについては、しっかりお願いしたい。

【副会長】 次のパブリックコメントだが、抽象的な回答にならざるを得ない。

【委員】 市民のなかには、性的マイノリティに対して嫌悪感を抱く人がいるということが、重要である。そうした前提で、どう理解を進めていくかというところに持っていけたらいいのではないか。この意見があるというのは、多分お1人ではないはずなので、そうした考えを抱いている方々のフォローにならないかと思った。

【会長】 今後進めていく上でも必要だということだ。

【委員】 ここのメンバーには、性的マイノリティへの支援はすべきではないと考える人は1人もいないので、逆にこういう意見を見過ごしてしまいがちになる。ある意味、やっぱりいらっしゃるのだ、ということ認識しなければならない。

【会長】 事務局案で、カバーできるか。納得いただく回答は難しいかもしれないが、1つは、条例で述べているということだ。条例の基本理念に定めているということは、すでに市がこれを認めていることなので、そのことを確認しておくといよい。その確認の上で、この回答でよいか。

【委員】 そのための条例だと思うので、良いのではないか。

【委員】 一番いい回答ではないか。

【副会長】 このパブリックコメントは、話し言葉を文字に起こしているのか、それとも、こういった形で、文字で来ているのか。

【事務局】 こちらについては、メールで来たそのままである。

【会長】 必ずしも誰もが理解しやすい表現となっていないところもあるかもしれないが、そういう意見としていただいたということである。

【副会長】 一般論として、いろいろな意見があるということを前提として考えていきましょう、というのはあり得る回答だと思う。

【事務局】 要旨のほうで、なるべく一般化していこうと思って書いてある。

【副会長】 男女平等の中に性的マイノリティへの支援を含めるなど書いてあることについては、条例で決まっているので、今、それはやめますという回答にはならない。そのことを踏まえて、こういう意見もあるということに対して、どういう回答にするかである。

【会長】 他にご意見があればまた後で戻ることにして、次に進めたい。

【事務局】 それでは、資料3の市民意見交換会をご覧いただきたい。

初めが「まなこ」に関することである。「まなこ」を全戸配布してほしいとの意見、「まなこ」に関心のない人にも手にとってもらう方策を考えてほしい、「まなこ」を小学6年生へも配布したほうが良いという、3件である。こちらへの対応としては、「まなこ」について市報で取り上げるなど、広く周知を図っていきたいことを記載した。

【会長】 これも審議会の対応ということであるならば、例えば、広く周知を図っていきますと記載すると、審議会が広く周知を図るわけではないのではないか。

計画の中に、広く周知を図っていくと書いてあるので、審議会から市に伝える、といった表現になるのではないか。

【担当部長】 周知をするべきだということを書いてあるので、このテーマについて、基本目標のどこに当たって、それに対する対応という形に変えていきたい。

【会長】 パブコメとか市民意見交換会は、推進計画案、中間のまとめに対する意見であると思うので、それらの意見を反映して、最終的な計画をつくれれば良いということで、計画案のここに、このように記載するという形でよろしいか。

今までは、審議会や推進委員会等でまとめたものを、市に渡してからパブコメがあったのだが、今回は審議会が、パブコメ等の意見も踏まえて取りまとめをし、市長にお渡しするという設定に変わっているのか、従来の形とは少し違うということか。

【事務局】 お見込のとおりである。この「まなこ」については、「市報で取り上げるなど」という文言を書き加えた、という回答になるかと思う。

その次の、「男女平等の意識づくり」の項目の1つ目のところ、23ページの本文の7行目に、「5割程度と高くなっています」という表現があったのだが、5割は高いのかどうなのか、評価基準がないのでよくわからないというのが1つ目で、2つ目は、同じ23ページの本文13行目に、「依然として少なくなっています」というのがあり、減少傾向にあるように感じ取れるのは、違うのではないか、ということで本文の記載を改めた。

3つ目の、24ページの図表について、以前の調査結果との比較をしたほうがいいとの意見である。比較することは有益であるが、データ自体が以前の調査と質問や項目に違いがあり、比べることが難しい場合もあるため、そこを含めて検討させていただきたいとした。また、年代別の比較というご意見があったが、こちらに関しては、非常に母数が少ない部分があって、適切な解釈が難しいため実施していない。

【副会長】 この書面だが、様々な意見に対して、最終的に審議会としてこう対応したということを開示するためのものであるのか、あくまで内部資料であるのか。外に出すものだったら、こういう表記ではなく、もう少しわかりやすく書き直すとかあり得ると思うが、この書面の性質は何なのか。

【事務局】 公開を前提にしている。

【会長】 これは、最終的なものではないということだが、最終的にどういうふうに表示するかまで決める必要があるのか。

【事務局】 方向性を承認していただければ結構である。

その次の「男女平等教育」の項目であるが、「性別等」と「多様な個人」は同義であると考えており、「性別等」は条例の中でも意義づけられているので、これはそのままでもいいと思っている。男女平等教育については、道徳教育や人権教育を通して、男女が互いに理解・協力し高め合う教育を推進するということであるので、男女平等教育という言葉もそのまま残したいと考えている。

「性的マイノリティ」の項目、29ページの基本施策3のタイトルの「それぞれの性」の意味がわからないということがあったので、「それぞれの性を理解し尊重する意識・体制づくり」を、「性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり」というようにしたいと考えている。その次の、性について悩んだことがある人の割合という部分が

わかりにくいということなので、「性的指向や性自認など、性について悩んだことのある人の割合」と改めた。

2ページをお願いします。性的マイノリティの人々の人権を守るために必要な方策の部分は、図表のI-5、30ページの下の表に書いてある順番を書くことにとどめた。性の多様性についての教育については、これからだとは思いますが、現に足りていないというご意見と、スクールカウンセラーが全く理解を示してくれなかったという事例をあげられているが、審議会の対応としては、性の多様性の正しい理解を深め尊重する意識づくりに向けた教育が重要であるということ、現在、各学校においては、個別の支援を基本として対応しているということ、さらに、いただいた意見は市に引き継ぐといった対応で記載したいと考えている。31ページの理解の促進に学校教育が入っていないというのがあるが、男女平等の視点に立った学校教育の推進というところが28ページにあるので、性の多様性に関する理解の促進が含まれているものとする、という形で対応したい。パートナーシップ制度のことについて、審議会にはLGBTの専門家の方がいない、という意見があったので、これについては参考とさせていただきますと対応した。

「性に関するハラスメント」の項目では、基本目標の中に、市役所の中でのセクハラ根絶と、市役所のセクハラ相談窓口で外部の人を入れてほしいということ。3つ目は、学校教育の場でLGBTや性の多様性、ハラスメント、性教育などの話を伝えてほしい、となっている。1番目、2番目については、武蔵野市では職場におけるセクハラ方針を定めており、セクハラは明確に人権侵害だという定義があるので、承ったご意見は、審議会と考え方が一致していますと対応したい。市に申し入れますということを加えても良いのではないかと考えている。

**【会長】** 市に申し入れるとは、審議会が市に申し入れるのか。先ほど市に伝えるというのは、審議会が伝えるのか、事務局を通じてなのか、そこはどうか。

**【担当部長】** 例えば対応ができ上がったら、この部分だけでも審議会が考える主管課にそのままお渡しするという形でもいいと思うし、計画を読んでもらえばいいし、別途こういった意見が出たというのを、お渡しするという形でもいいと思う。

**【事務局】** その次の若年中高生の妊娠についてのご意見だが、JKビジネス等の若年層に対する性的な暴力についての啓発を進めるということが計画に書かれているので、学校の協力も得ながら、こうした暴力の防止に向けた取り組みを図っていきたい

と、市に伝えるといった形になるかと思う。

3ページの「デートDV」の項目である。デートDVの周知が図られていないので、底上げをしながら、市民に意識してもらうために、学校教育はとても大事であり、「まなこ」の全戸配布が無理なら、小中学校の保護者に対して伝えたいとの意見である。これに対して、指摘については、審議会の方向と一致しており、「まなこ」に関しては、現在、市立中学校の全生徒に配布しているという対応になる。その次の、デートDVの認知度については、親の世代に広がっていないという指摘で、こちらに関しても同様に、暴力の未然防止と早期発見のため、講座やさまざまな展示を実施するとともに、デートDV出前講座を市内の大学等の協力を得て実施するとの対応になる。

「配偶者等からの暴力」の項目では、大声でどなることが暴力に当たることを知らない人がまだ多いというように、周知が不足であるとの意見には、「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、講座、展示を実施するなど周知に努めていくという対応になるかと考えている。

その次の「健康」の項目であるが、女性特有がんの検診について、受診率が上がっていない、無料にしたら上がるのではないかというご意見に対しては、計画本編72ページに、女性特有の疾病の予防や出産・産後の母体ケア等について理解し合うことができるように取り組むとともに、各種健康診断について、効果的な広報手段を含め、受診率の向上を図りますと、加筆している。料金についてはふれていないが、女性が生涯にわたり心身ともに健康であることは、男女平等社会を実現する上で重要であるので、ご意見として承って、受診率の向上を目指すことを本文のほうに記載した、という対応になる。

続いて「ひとり親家庭」の項目だが、1番目は、学校に行きづらい子どもの居場所をつくりたいという思いがあり、フリースクールは、私立学校並みにお金がかかるのと、距離的な問題で難しいということである。その次のご意見も、同じ人だったと思うが、公立の学校に行けなくなったときに、平等な教育を受ける場所が市にはないので、計画のひとり親支援の中に助成金制度を書いてほしいということである。先ほどのパブコメの返答と同様になるが、いただいた意見の方向性は、計画の方向性と同じであり、基本目標Ⅲの基本施策3の施策の方向性において、ひとり親家庭への総合的・体系的な支援を行うということに記載しているということと、先ほどあったように、担当課に伝えるという対応になると思う。次の意見では、計画本編67ページには、

経済的自立のことしかなくないということなので、67ページの施策の方向性の、上から2行目に、「子どもの学習支援なども含めた」ということを加筆した、という対応になる。

4ページの「地域活動・防災活動の場への女性の参画」をお願いする。計画本編の51ページに、地域活動における女性のリーダーの育成が書いてあるが、実際には女性のリーダーが育てられていないと感じており、ここに書いてあるレベルでは状況は変わらないので、女性リーダーがきちんと育てられるよう、しっかりと明記してほしいとの意見である。ここでは「ご意見として承る」という簡単な対応を記載したが、計画の推進状況調査において、目標値を設定し、女性リーダーの拡充に取り組んでいる。計画の88ページの目標値の設定で、上から3つ目、市役所内の審議会等における女性委員の割合を半分以上にするといった形で、数値目標を設定して取り組んでいる。ご意見の方向性としては審議会と一致しているという対応でいいと思っている。

最後に、常勤の「婦人相談員」を配置してほしい、とのご意見である。現在、子ども家庭支援センターに、この職に該当する嘱託職員が配置されており、非常に専門性が高く、経験豊富な職員である。専門職として、一般の職員ができない働きをしており、男女平等推進センターとも情報共有や連携を密にとり、問題の迅速な解決を図っている。ご意見として承るという対応にしたいと考えている。以上である。

【会長】 では、事務局で、対応ということで仮に入れているが、説明を聞いたうえで、書けるのであれば、具体的にどのように変更されたかというのを書いたほうがいいということなので、お願いする。では、委員の皆様から何かご意見はあるか。この点、特に注意してほしいことがあれば、お願いしたい。

【委員】 3ページにデートDVの項目の対応のなかで、デートDV出前講座という言葉があるが、デートDV「防止」という言葉を入れたほうがいいのではないか。

【会長】 たしかに改めて見ると不自然である。

【委員】 本編57ページは、デートDV「防止」出前講座と入っている。

【委員】 では、対応のところで、それが審議会としての意見になると思うので、「防止」と入れたほうがいいのではないか。実際に実施するときの名称はどうなっているか。

【事務局】 タイトルは「デートDV出前講座～その恋、本当に大丈夫？ 身近な問題としてデートDVを考える～」である。これだと不自然ではない。

【副会長】 では、括弧を取って、“デートDV防止出前講座”にしたい。

【会長】 ほかにあるか。

【委員】 最後の婦人相談員については、意見として承らざるを得ないと思うが、これに関連して、男女平等推進センターの職員についても、非正規ではなく、正規職員が配置されて、私たち男女平等推進団体と一緒にやっていくことが望ましい。本当に惜しい職員が、年限がきて辞めてしまう、ということがある。カウンセリング的な相談の問題などでも、非常勤であるということは職業的にも厳しい。私もカウンセリングには関わっているので、非常に職業的にも大変である。ここは、常勤でやっていただきたい、ということを実際に思っている。

【会長】 個人的には、同感である。武蔵野市だけの問題でも、婦人相談員だけの問題でもないが、しっかり仕事をしてもらうには安定した雇用が望ましいし、また、専門性を高めて、地域の方とも顔見知りになったところで交替というのは、大変にもったいないことだと思う。非常勤で、でも専門性が高いから大丈夫だという答えで十分かどうか、それでいいというのはためらわれるところがある。この件については、我々、審議会が答えられることではないけれども。

【委員】 これは大きな問題で、婦人相談員というそもそもの位置づけの問題がある。国の予算でお金が出ている部分があるし、自治体によってそれぞれ独自に出しているところもあるので、非常勤の場合や、常勤の場合もあり、それは長い歴史があるところもある。このご意見の意図は、質のいい相談をやっていただいて、なおかつ、相談員の待遇もよくしていけば、専門性もアップするということだと思うが、なかなかそこは、ここで答えられることでもないかと思う。

【副会長】 婦人相談員とは、何の法律に基づいているのか。

【事務局】 そもそも売春防止法に基づいて設置されていたが、近年は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律により、DV被害者の相談や、必要な指導を行うこととされている。

【委員】 国はその費用の半分を補助している。

【副会長】 この意見のひとつ前の、防災活動における女性リーダーの育成も、担い手の問題が難しいと思う。

【委員】 消防団に女性が何名か入られていたが、現在はどうなっているか。

【委員】 しかし、これは必要なことである。被災地の避難所でのトイレの問題や、

女性や子どもを対象とした暴行事件は、実際に起こっている。そうした女性や子どもの安全を守るためにも、女性の意見を反映することが必要だ。あえて女性リーダーという言葉を出していくことが有効ではないか。

【副会長】 会議の女性比率を高めることは多分できる。実際にリーダーシップがある人がそこに入っていくかという、事実上の問題として難しそうである。

【事務局】 女性の視点での避難所運営は、もう進んできている。

【委員】 地域防災は、もう絶対必要である。

【委員】 私は、これの委員だが、女性はたくさんいらっしゃる。

【担当部長】 女性消防団員は、現在9名在籍している。

【委員】 防災委員も、結構、地域、地域にはいらっしゃる。仮設トイレの組み立てなどは、女性の参加者が多くいらっしゃる。

【副会長】 ここで言うところの女性リーダーとは、何を指すのか。

【委員】 現場で仕切る人ではないか。市職員がいるので、それは難しいかもしれないが、地域のリーダーは女性が多いので、これは体感的には、実現している。

【副会長】 そうした状況なら、やっていますという回答になるのではないか。

【会長】 しかし、本編51ページの記述では、不十分だと言われている。

【委員】 この方は、ご自分が地域防災推進員になっていて、実際に育てられていないと感じている。

【委員】 しかし、地域防災の会合に出れば、たくさん女性がいると思うが。

【担当部長】 はっきりわからないが、地域で動いていただける方が特定の人で、重なっていたりしているので、もう少し広がりを持ったほうが良いということなのかもしれない。地域の防災推進員さん、コミュニティや、環境美化の人が、みんな同じだったりする場合もある。

【委員】 救急の委員なども、女性の方がやっっている。

【委員】 これはやはり、指導者が常に男性になり、女性が下働きになってしまい、避難所においてもそういう役割分担になってしまうということを言っているのではないか。

【委員】 女性も中心になる形で、市の方は動いている。あとは市民が手を上げるだけである。もし、そういったことであれば、行政としてはやっていると思う。

【会長】 本編51ページの記述では、地域防災への女性の参画を進めてきた、そし

て意識調査によるとこうなっている、となっている。防災会議の女性委員比率が14.3%、意識調査における災害対策に男女平等の視点を生かすために重要なこと、とあまり踏み込んでいないような記述にも読める。進めてきたとは書いているが、あとは意識調査の結果を述べるのみで、ちょっとそこが弱かったのかも知れない。

【委員】 12月8日に桜楓会という団体が専門家を呼んで、切迫する巨大地震に対してどうするかという講座を実施した。その中で講師が、どう仕切る人になっていくか、こういうやり方をとか、いろいろなことをおっしゃった。アンケートの感想などでは、実際に地震が起きたときに、女性の言うことをどのぐらい全体的に聞いてくれるのかと。そういうものが育っていないのではないかと、というようなことがあって、それを解決するには行政が上手にリードしてくれるしかないのではないかと、結構そういったことが出てきている。実際に、いざとなったときに本当に女性たちが動かせるのか、という感想を、大半が女性だったが、そういう危惧を持っているということがあった。そこはやはり行政が上手にリードして、男女の別なく、女性にとってもこういうことはやってもらわないと困るという、感想が多かった。

【担当部長】 現在は防災安全部にも女性職員がおり、地域防災担当係長は女性である。以前は男性職場みたいな感じだったが、今は女性もいて、そういった声も届きやすいし、また、しなやかさというか、そういったものは以前より入っている。

【会長】 市の担当部署でも、女性が活躍し始めているという状況があり、具体的に女性の視点も入れた形で進めていると考えていいか。

【委員】 では、女性が下働きになるということはないということか。

【委員】 全く平等どころか、フラットにやっている。

【委員】 この方の意見では、何をもって下働きと知っているのか。また、規模的な問題もあると思う。

【委員】 実際やっている人の意見なので、何かそう感じることもあるからだ。

【委員】 それから規模の問題で、リーダーが何人もいても統率がとれない。そのときには、専門家の仕切りが必要である。どのレベルでおっしゃっているのかは、不明だが。

【担当部長】 随分女性の視点に立った備蓄品も入ってきているし、市役所の初動要員も男性だけではなく女性も含めて入っているし、初動のリーダーが女性のところもある。これが例えば災害が起こったところの報道とかを見て、動いている人を見てそ

のようにおっしゃっているのか、その辺はちょっと不明であるが。

【副会長】 市民意見交換会でこの話を聞いた時には、委員の女性がみんな男性の言うことを聞いていて、全然リーダーっぽくない、といった話だったような気がする。そういったことはないか。

【委員】 全くそんなことは感じない。

【委員】 私の周りのご婦人も、仕切る方が多いと思う。

【委員】 多分、同じ救急の1日の講習会に出ていた方だと思うのですが、こんなふうに思うはずがないと思う。

【委員】 でも、伝え方の問題というか、実際に人それぞれ、関与していなければ、私の下働きになるのではないかと、といった意見を持つ人もいるし、地域防災に、もっと女性も入ってほしいといった、知っているか、知らないかというところもあるので、地域防災に女性が携わるような取り組みを既に行っているのであれば、そこはアピールが必要である。やっているし、さらにもっとふやしていきます、みたいな感じになると、「やっているのだったら、私も」というふうに思ってもらえるのではないかと。

【委員】 「女性が主役」、くらいのスローガンを掲げたほうがいい。

【委員】 それこそ、市報とか「まなこ」とかでも、特集したらおもしろい。消防団に9人もいるのだったら、自分もやってみようか、やれるのではないかと、なるのではないかと。

【副会長】 この防災推進員の女性比率ってどのぐらいか。

【委員】 少なくとも、三、四割はいるのではないかと。すぐに数字はでる。結構いるはずである。ことに新しい人は、女性が多い。

【会長】 では、大体よろしいか。

### ■議題（3）第四次男女平等推進計画（案）について

資料4に基づき事務局より説明。

【会長】 変更点を中心に、さきほど話したところは除いてお願いしたい。

【事務局】 3ページの「はじめに」の2段落目、「条例に基づき男女平等施策の推進状況の評価を行うことにより」というところの前に、「武蔵野市男女平等推進審議会が」を加えた。変更箇所は、アンダーラインが入っている。同じページの国の動向のところは、最新のデータが出たので変更した。

5 ページの1 番最後の段落、条例の制定に伴い、「武蔵野市男女平等推進審議会を設置するとともに」と加筆した。

23 ページは、市民意見交換会の意見により、変更している。

25 ページは、「まなこ」を市報で取り上げるということを加筆した。

29 ページも、市民意見交換会の意見を受けて、タイトルを「性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり」と変え、「性について悩んだことがある人」の頭に「性的指向や性自認など」を入れたのと、その下は、何割、順位を記載した。

44 ページ、子育て及び介護支援の充実の施策の方向性のところだが、「また「地域包括ケア人材育成センター」において、介護にかかわる人材の確保と育成を一体的に行っていきます」と、三次計画の評価を踏まえて加筆した。

64 ページ、性に関するハラスメントやストーカー等への対策の施策の方向性の2 行目、これも三次計画の評価を踏まえ、「市内公共施設におけるパネル展示や、関連図書展示など」と加筆した。

67 ページは、先ほどありましたように、施策の方向性に「子どもの学習支援なども含めた」ということを加筆した。

72 ページ、女性の生涯にわたる健康施策の推進の現状と課題の、2 段落目のところで、これは文章の表現の変更であるが、「武蔵野市の合計特殊出生率は平成19 年からおおむね上昇傾向にあり、平成27 年には1.20 となりましたが、その後緩やかに低下しています」と改めました。その下の施策の方向性、これもさっき申し上げました市民意見交換会の内容を踏まえて、「各種健康診断について効果的な広報手段を含め、受診率の向上を図ります」ということを加筆した。

その隣の73 ページ、図表Ⅲ－12 の合計特殊出生率の推移について、29 年度のデータが判明したので、追加した。

75 ページ、基本目標Ⅳの男女平等推進の体制づくりに取り組むまちの、施策の方向性の2 段落目、これは三次計画の評価の振り返りの総評にも、庁内推進体制のところにも書いてあるが、「本計画を着実に実施するため、男女平等推進審議会及び庁内推進会議を中心に、計画の進捗状況を点検評価し」の後に、「それに基づき各課において改善策を検討することにより、課題の解決に向けて取り組みます」と加筆した。

以上である。

【会長】 何か気づいた点、気になっている点はあるか。

【委員】 29ページの施策の方向性の中で、「公立の学校教育においては性の多様性に関する正しい理解を深め、それぞれの性を尊重することができるよう、男女平等教育を推進していきます」とあるが、学校教育の中で言えば、人権教育という言葉に変わる。その言葉で読んだ方が理解できるかどうかである。

【会長】 流れが、今読むと男女平等とはちょっと違う。人権教育のほうがよさそうだが、変えていいかどうか。

【委員】 公立学校は、男女平等より人権教育に重点をおいているから、人権に変えたほうがいいのではないか。

【会長】 ほかに意見はあるか。流れからいくと、男女平等教育は合わないので、人権教育に変更する。

【副会長】 26ページの施策の方向性のところの表記はいかがか。

【事務局】 施策の方向性の部分だが、ここは「人権教育の観点から児童生徒の発達状況に応じた男女平等教育を実施します」となっている。

【委員】 公立学校では、男女平等と、いわゆる性の多様性に関わることというのは、課題としては、人権課題として別に取り上げられている。そういう意味では、最初の26ページのほうは、男女平等教育をやっていくという内容で、今、私が申し上げた、性の多様性にかかわる内容については、全部をひっくるめた意味で、人権教育という言葉にしたほうが、学校はわかりやすいと思っている。

【副会長】 性別等にかかわらず個人を尊重する意識を持った子どもに育てるというのは、男女平等教育でよくて、性の多様性に関する正しい理解を深め、それぞれの性を尊重することは人権教育というが、違いがあまりわからない。

【会長】 それぞれの性を尊重するというところは、個人を尊重することになるので人権教育になると思う。

【副会長】 施策名が性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくりだからか。

【会長】 そういうことである。文章自体もそのほうがよいが、全体を読んで、不自然なところがないか、確認したほうがよい。

【委員】 今の29ページのところで、市と市民、事業所等に向けて、人権尊重の立場から理解を深めるための講座や研修等を実施しますとある。

【会長】 大丈夫である。後ろに必ずしも教育とつける必要はない。

【委員】 人権教育の中に、性教育は入っていない。

【会長】 保健体育の分野ということか。

【委員】 お見込のとおり、相手を思いやるとか、そういうところにつながってくる。逆にこちらはそういうふうには書けないので、人権尊重となる。

【委員】 27ページの男女平等意識を育てるために学校教育で必要な取組の中に、「人権尊重の視点に立った性教育」という回答例がある。

【会長】 では、29ページ施策の方向性の最初の2行のところ、人権教育と書いたほうがいいのか。それとも、「性の多様性に関する正しい理解を深め、それぞれの性を尊重する教育を推進します」とするか。

【委員】 「公立の学校教育においては」という主語なので、人権教育としたほうがいいのではないか。

【会長】 では、29ページの施策の方向性の2行目の「男女平等」を「人権」に変更するというのでよろしいか。ほかに何かあるか。

73ページの図表Ⅲ-11、乳がん・子宮がん検診受診率の推移とあるが、数値について、「87、88ページの数値目標は算出方法が異なるため数値が異なる」とあるが、算出方法がどう違うのかということを書いてもらいたいと、前に言ったことがある。数値目標のところでは、受診率はまだ高いので、分母が違うのではないか。何か違うとり方をされているので、もしこちらのほうがよく利用される値であれば、これで数値目標をつくるべきである。ただ、違うと書かれても、わからないので調べていただきたい。

ほかに何かあるか。なければ、事務局から概要版を紹介する。

【事務局】 概要版は、8ページ立てになっている。イラストの描かれた表紙をめくると「はじめに」、計画の目指す将来像、基本理念、計画の位置づけ、計画の期間と推進体制となっている。次に3、4、5、6ページと、基本目標のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳについて、1ページずつ説明し、7ページ目が数値目標で、最後の8ページ目、裏表紙に武蔵野市の男女平等推進の体制を男女平等推進センター「ヒューマンあい」の機能について、写真付きで作成する予定である。

【委員】 女性の活躍する場ではないが、例えば防災推進員とかの窓口は、どこに行けばよいとか、消防団はあるのですが、そういうのはどこに行き何をするかというような、地域での活動などの問い合わせがあると、子育てから、手が離れたりして、

意識がある人もいるのではないか。

【委員】 市報にも載せているが、ほとんど応募がなく、関係者が頭を下げて頼むようになっている。そうすると、顔ぶれがどれも一緒になってしまう。コミセンの委員と同じではないか、みたいな部分がある。募集自体はしている。

【会長】 そういったものも、ここに載せてみたらというご意見か。

【委員】 少しでいいので、多分、見ている層がいろいろあると思う。

【委員】 これは、どれぐらい印刷するのか。

【事務局】 1,000部程度の予定である。

【委員】 もう少しポイントを絞って読みやすくしたほうがいいと思う。計画の位置づけで、これを全部書く必要はないのではないか。ここにこんなにスペースを使うのはもったいない。特に重点的に何をしたいのかを書いて、あとの5年では、特にこういうことが新しく行く、という感じだとすごくいいと思う。

【委員】 概要版の概要版みtainなものが。必要になってしまう。

【副会長】 この「はじめに」とかも、最初に条例とかが来ると読まない。もうちょっと間引いた上で、強調すべきところを強調したほうがいいのではないか。

【会長】 いいご意見であると思う。

【委員】 誰が読むかによるが、字が小さい。多分ご高齢の方は、ここを読む気はないのではないか。「はじめに」は簡潔にしたほうがいい。

【委員】 若い人にもっと読ませたいのであれば、文章は少なくして絵を入れた方がいい。ちゃんと市民に読んでもらうためには、もう少しわかりやすい言葉にしたい。基本目標は必要なので、最初のこの1ページを開いたときに、何のためにこれを出しているのかというのが伝わるようになればいい。

【委員】 こうした冊子は、おもての表紙はあるが、裏が良くない。両方つくって、裏面は漫画やイラスト等で分かりやすくした方がいい。

【会長】 そうすると、概要版の概要を作る予定はあるか。1枚程度のリーフレットで、ぱっと見てわかってもらうような、一番シンプルな形で。

【担当部長】 デザインをもう少し工夫したい。今、意見を賜ったので、表紙に目標を入れることは多々あるので、それを入れるとか考えたい。もともと、本編の表紙と思って検討していたものだが、概要版の表紙が、絵が中心にあるので、その辺も含めて、もう一度練り直したいと思う。

【委員】 今、法人会とかポスターをつくる時には、様々なしぼりがあるが、こういうものは、もう少し今ふうにしないと読んでもらえない。読んでもらうには、ページを開いてもらうにはどうするかということを考えなくてはいけない。

【委員】 よくここまでぎゅっとまとめたなと思うが、じゃあ、これを市民が読むかというとなかなか難しい。一番読んでもらえるであろう、リタイア世代の人達が、自分の住んでいるまちをよくしようと思って読んでもらうのだったら、字が細かすぎる。

【委員】 三次計画の概要版はどうだったか。「はじめに」はあったか。

【担当部長】 「計画策定の趣旨」が「はじめに」に相当する。配置は同じような人たちである。概要版は、まだまだこれからで、まず答申を出して計画を固めてからである。概要版はどちらかというと市がつくったという形になるので、今、皆さんの意見を伺っておきたいと考えて、たたきのたたきぐらいのものを、課長からお見せした。審議会のご意見として、こういう感じのものをつくりたいという意見をお訊きしたかった。ぜひ、市民の皆さんに読んでいただきたいものをつくりたいということで、絵とか配置ということの意見を賜って、また、いいものをつくっていききたいなと思っている。

【会長】 概要版作成のもともとの趣旨は、計画全体を読まなくても大体わかるものを作成するということである。この厚い計画全体の冊子を読まれる方は少ない。

【担当部長】 となるので、これをまず見ていただいて、本編も見ようかな、という気持ちになっていただけるようなものを作らなければならないと考えている。

【委員】 これは、よくできている。よくまとまっていると思っている。

【委員】 ページをあけてもらう感じのところを、考えて欲しい。

【委員】 あけてもらうことも、もちろん大事だけれど、すごくよく、これをここまでまとめられたな、とは思っている。

【部長】 手にとっていただいて、開いて読んでもらうことが大事である、ということが、今、意見で出たので、それも含めて工夫したい。

【会長】 かわいい表紙にすれば、手にとってもらえるのではないか。

【委員】 表紙もあるが、とにかく字が細かい、そこは何とかしてほしい。

【会長】 もうひと工夫が必要である。もう少し字を少なくする感じか。

【担当部長】 貴重な意見として承る。

【委員】 推進体制は、10ページのものを4分の1に縮小した形になるか。

【担当部長】 デザイナーが今後、入るので、今言っておいていただければ、伝えられる。冊数も、本編より多く刷るので、目に触れる機会も多い。

【委員】 あともう1つ、条例ができたことを知らない人が多くいる。というのも、市が条例をつくったところで、自分の生活に直接関わっていないからである。でも条例をつくったという、市の心意気を、ちゃんと文字の大きさを示すべきだと思う。

【担当部長】 今は、ぱんぱんの状態なので、ここから必要なものを残して、そぎ落としていく。例えば図表についても、もっと小さくして、文字を大きくしたほうがいいのではないかと、そういうことはこれからあると思う。

【会長】 もっとすっきりした図表だったらいいと思うが。

【担当部長】 例えば全部入れる必要があるのかというのものもある。上から3番目ぐらいまででいいのではないかと、そういったこともあるので、今いただいた意見を参考にしながら進めたい。どこを読んでほしいかといったら、やはり計画の目指す将来像だと思うので、それをお伝えできればと考えている。

【委員】 文京区の概要版では、条例ができたときに後ろに載せた。それがあると条例をこの概要版で見ることができるので、便利なところはあると思う。

【会長】 ほかに意見はあるか。ないようであれば、本日の審議会でいただいた意見を反映し、事務局と調整の上、最終的に計画（案）という形で市長に答申させていただく。計画（案）の答申は、3月1日の金曜日、9時半から市長公室で行う。できるだけ委員の皆様にご出席いただきたいので、宜しく願います。答申後、3月中に（案）が取れて、第四次男女平等推進計画が策定される予定である。本日は、活発な議論ができたことに感謝したい。皆さんから、ほかに何かあるか。

#### ■議題（4）その他

【委員】 ちょっといいか。本編80ページ、施策（3）庁内体制の整備、事業番号101「人材育成の推進」がある。市職員の男女平等意識の関係で、審議会に苦情処理というのがあるが、市民協議会に相談があった。離婚をしたばかりの方が、市職員から大変嫌な思いをしたということである。離婚をした女性はこんな思いをするのか、こういうことを言われるのかというようなことで、私たちのほうに訴えがあり、ちょっとそこら辺が、101番に関係してくるのではないかと。というのは、私が去年の2月に審議会委員になったときに、市の職員の、例えば市民に対する呼称の問題、結婚

しているのかわからない方を「奥さん」と呼ぶとかいう問題に対して、あまりそれは問題だとは思っていないというようなことが出てきた記憶がある。何かまだ、そういうお訴えがあったので、私としても、やはり市の対応というのは非常に大きな問題で、計画をつくることも大事だけれど、現実になんかことが起こって、個人の問題として捉えるべきなのか、市の接遇全体での言動なのか、そんなことがあったので、そういうことも、特に女性が離婚して、大変つらい思いをしているときに、また、つらい言葉を聞かされるのかということである。でもそれは、離婚した人にはみんな聞かなくちゃいけないことなのか、そういう言葉を言わなくてはいけないのか、そういういろいろなことがあったので、発言させていただいた。

【会長】 そういったことを伝える部署はどこになるのか。

【事務局】 男女平等推進センターに苦情処理委員会が設置されており、男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策について、苦情を申し立てられる。

【担当部長】 具体的な内容はわからないが、例えば市民活動推進課の市民相談係は、そういった市民の皆様のご意見を賜るところなので、もしそれに対して市長から説明の手紙が欲しいということであれば、対応できる。

【委員】 というよりは、この審議会の苦情処理委員会に出したいということだ。やはり個人の名前を出すことにおける不利益ということもあるので、今困っているらしい。要するに、児童扶養手当をもらうために、嫌な思いをする言葉をいろいろ言われなくてはならない。そういうことを言われなければもらえないのか、という問題である。

【会長】 ほかに何かあるか。今年度、皆さまに活発に議論いただき、第四次男女平等推進計画（案）を、ほぼ取りまとめることができた。最終的には、本日いただいた意見を反映して、事務局と調整させてもらいたいと思っている。皆様の協力と、活発な議論ができたことに感謝したい。

事務局からほかに何かあるか。なければ以上で本日の審議会は終了とする。

— 了 —